

確定申告がはじまります

受付期間▶ 2月16日(金) ~ 3月15日(金) ※土日祝日を除く
 会場▶ 税務署会場(大野税務署)、勝山市会場(教育会館3階)
 大野税務署 ☎66-2180、市民課(市役所1階) ☎88-8101

市からのお知らせ Information

- 市の相談会場で申告できない方
- ①青色申告をする
 - ②営業所得がある
 - ③分離課税となる譲渡所得・配当所得などがある
 - ④山林所得・退職所得がある
 - ⑤災害などの雑損控除を受ける
 - ⑥住宅借入金等特別控除を受ける
 - ⑦過年度の申告をする
 - ⑧損失の繰越控除がある
 - ⑨亡くなった方の申告をする

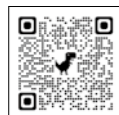
次の方は税務署で申告が必要です。
 右のページのフローチャートを参考に、申告が必要かどうか確認してください。

確定申告をする前に「確認ください」

上記以外の方は、勝山市会場でも申告できます。なお、自身で作成された還付申告書はe-TAXや大野税務署で1月から受け付けています。

申告の提出がない場合、所得証明書の交付や国民健康保険税の軽減などに影響がありますのでご注意ください。

大野税務署では会場内の混雑を回避するため、会場内への入場の際に「入場整理券」が必要となります。入場整理券は会場で当日分を配付するほか、国税庁のLINE公式アカウントでのオンライン事前発行も行っておりますので、ぜひご利用ください。なお、入場整理券の配付枚数には限りがあります。



入場整理券のオンライン事前発行はこちら

大野税務署会場

受付時間▶午前9時～午後4時

「土地・建物などを売った場合の譲渡所得」および「贈与税」の相談日
 2月16日(金)・22日(木)・29日(木)・3月1日(金)・7日(木)・8日(金)・13日(木)・14日(木)・15日(金)

大野税務署 ☎66-2180

勝山市会場(教育会館3階)

受付時間▶午前8時30分～11時30分、午後1時～3時30分

休日相談は3月3日(日)
 受付時間▶午前9時～11時 午後1時～2時30分

※農業相談も同日開催
 市民課 ☎88-8101

出張受付日時	場所
2月26日(月) 午後1時30分～3時30分	北谷町コミュニティセンター
2月27日(火)	午前9時～11時 野向町コミュニティセンター
	午後1時30分～3時30分 北郷まちづくり会館
2月28日(水)	午前9時～11時 荒土まちづくり会館
	午後1時30分～3時30分 村岡まちづくり会館
2月29日(木)	午前9時～11時 平泉寺まちづくり会館
	午後1時30分～3時30分 猪野瀬こうみん館
3月1日(金)	午前9時～11時 遅羽まちづくり会館
	午後1時30分～3時30分 鹿谷まちづくり会館

*各館定員12名、受付開始30分前から整理券を配布

確定申告コールセンター
 ☎66-2180(大野税務署)

期間▶1月15日(月)～3月15日(金)

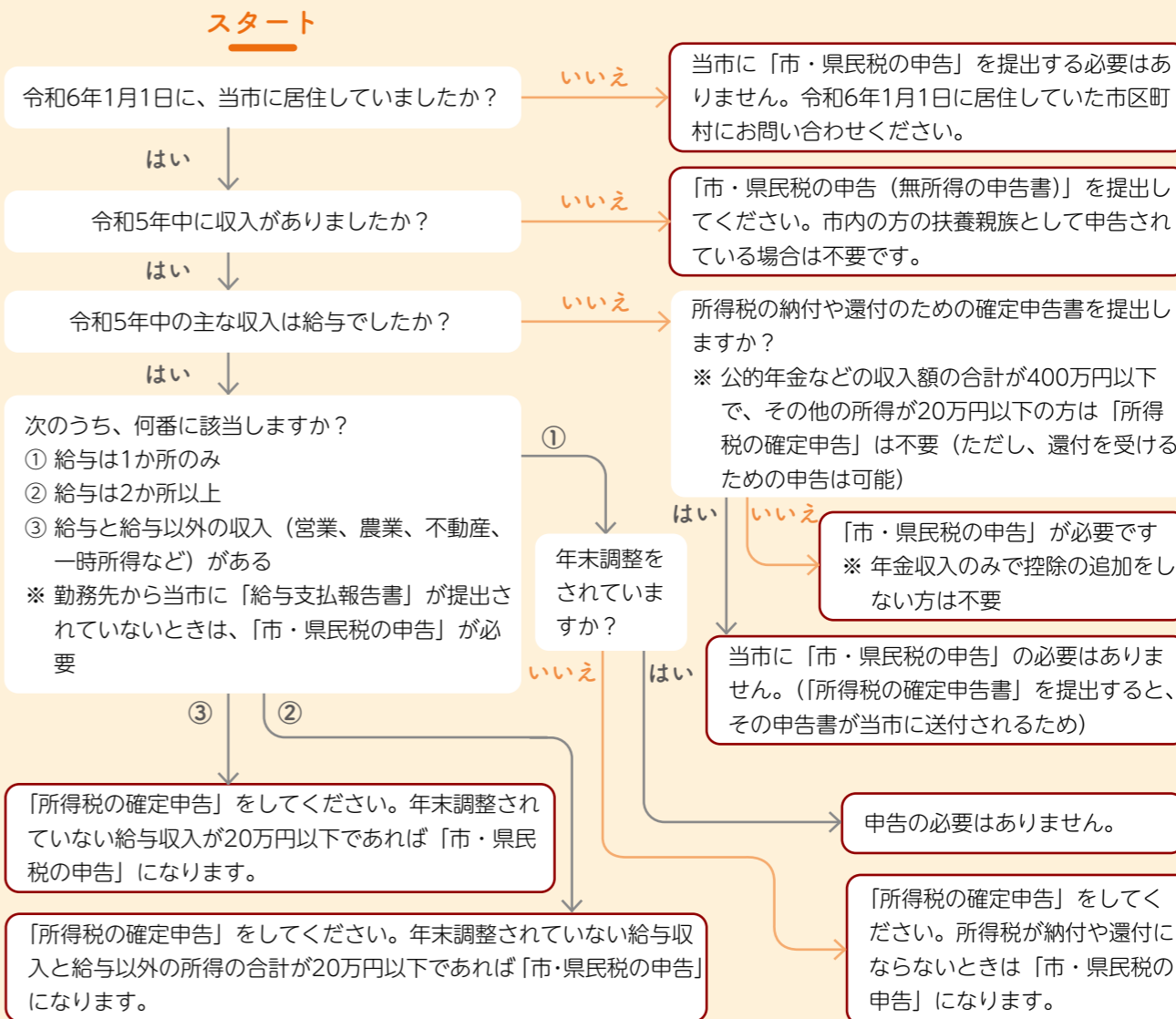
所得税および復興特別所得税、消費税および地方消費税、贈与税の確定申告に関するご質問やご相談は、自動音声案内に従い「0」を選択してください。また、国税に関する一般的なご質問やご相談は「1」を選択してください。(※国税局税務相談室につながります)

申告内容	必要なもの
すべての申告	年金および給与の源泉徴収票、マイナンバーカード(または通知カードと本人確認書類*)、扶養親族がいればそのマイナンバー、あれば前年度の申告書の写し、利用者識別番号通知(税務署からの通知)
所得税の還付	申告者名義預貯金の金融機関や口座などがわかるもの
生命・地震保険料控除	支払保険料控除証明書
国民年金保険料控除	控除証明書または領収書
障害者控除	障害者手帳、障害者控除対象者認定証
営業・農業・不動産所得の申告	収支内訳書、農業所得収支計算準備表、収入・経費がわかる領収書
医療費控除(セルフメディケーション税制)	医療費通知書、領収書 ※受診者・病院別ごとに金額を集計し、医療費控除の明細書に記入しておいてください
国民健康保険税の社会保険料控除*2	令和5年中に納めた合計額(領収書の添付は不要)
寄附金控除	寄附した団体から発行された領収書など

- *1 運転免許証、障害者手帳、パスポートなどは1点、健康保険証などの顔写真の無いものは2点必要
- *2 申告できる方は下表のとおり

納付方法	申告できる方
納付書	支払った方
口座振替	当該口座名義人
特別徴収(年金引去り)	当該年金受給者

あなたは確定申告が必要？不要？



※ このフローチャートは、一般的な事例です。あてはまらない場合は、市民課までお問い合わせください
 ※ 給与所得者の方で、年末調整後に医療費控除や扶養控除などの控除を追加、変更する場合は「所得税の確定申告」をする必要があります

スマホでの確定申告はこちらから

確定申告書等作成コーナー

自宅ですべての確定申告が利用できる、スマホ申告を利用ください

給与所得、年金所得や副業等の雑所得がある方などは、スマホでの申告が便利です。

必要なもの

- ・マイナンバーカード
- ・マイナポータルアプリ

スマホ申告のメリット

- ・申告会場に行く必要が無く、自宅ですべてできる
- ・スマホ専用画面で、スムーズに入力できる
- ・スマホのカメラで、給与所得の源泉徴収票を撮影すると自動で反映
- ・マイナポータルとの連携で、生命保険料等一部情報を自動入力
- ・還付金の振込みが早い